# 身体拘束等の適正化の指針

一宮医療療育センター 保育所等訪問支援部門

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、 当事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、拘束 を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識をもち、緊 急・やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援の実施に努めるものとする。

## 2. 身体拘束の原則禁止

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### 3. 緊急やむを得ない場合の3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則だが、以下の3つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- (1) 切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- (3) 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

#### 4. 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(1) 利用者の理解と身体拘束リスクの排除

全ての職員が利用者の身体的・精神的特徴を十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討することにより、そのリスクを除くための対策を実施する。

(2) 脊質の向上

率先して施設内外の研修に参加する等、施設全体の知識・技能の資質向上に取り組む。

(3) 緊急やむを得ない身体拘束の取り扱い

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・ご家族へ説明し同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、支援の見直し等により出来るだけ早期の拘束の解除に向けて取り組む。

(4) 身体拘束適正化のための対応

利用者本人及びそのご家族にとってより居心地の良い環境・支援について話し合い、身体的拘束を希望 されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

# 5. 身体拘束委員会その他センター内の組織に関する事項

当事業所では、社会福祉法人杏嶺会が運営する一宮医療療育センター内において、身体拘束防止について施設 を挙げて取り組むとともに、手続き内容を審議し身体拘束等の適正化を目指すため、身体拘束委員会を設置す る。

## 6. この指針の閲覧(情報開示)について

本指針は、当センターのホームページに公表し、いつでも誰でも自由に閲覧をできるようにするとともに、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応じる。

## 7. 発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

訪問支援先等で身体拘束を発見した場合は、下記の内容を確認し、速やかに管理者及び児童発達支援管理責任者に報告・記録する。

- (1) 身体拘束の内容
- (2) 目的
- (3) 理由
- (4) 拘束時間
- (5) 保護者等への説明の有無

# 8. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

当事業所において、平素は身体拘束事案を検討する利用者はいないが、何らかの原因で3要件に該当する事案が発生した場合、管理者等の判断を得て身体拘束を行うことになる。しかし、可能な限り本人を落ち着かせ、身体拘束を避ける努力をする。

やむを得ず身体拘束を行った場合には、次の項目について具体的に本人及び家族等に説明し、書面で確認を得る。

# 9. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育・研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- (1) 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修(年1回以上開催)の実施。
- (2) 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- (3) その他必要な教育・研修の実施。
- (4) 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。